

山梨県公報

第二千八百七十二号

平成三十一年

四月一日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更(七件)……………一二一
○建築基準法に基づく道路位置指定……………一二三

公告

○調理師法に基づく調理師試験の実施に関する事務の委任……………一二三
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法……………一二三

○甲府都市計画道路事業の施行について(四件)……………一二四
○峡東都市計画道路事業の施行について……………一二五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一二五
○開発行為に関する工事の完了について(三件)……………一二五
○公安委員会……………一二五
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一二六

告示

山梨県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府南アルプス線
- 三 道路の区域

山梨県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成三十一年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 駒ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市寿町一〇三三番六地先から 甲府市上石田一丁目四一〇番三地先まで	旧	六・八	二二・〇	七三九・〇
	新	二二・〇	四五・二	七〇七・〇

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市白州町白須字堰口官有無番地地先から 北杜市白州町白須字中村一一六二番一地先まで	旧	六・二	一八・三	二八九・〇
	新	七・〇	三五・六	二四〇・九

山梨県告示第百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延道路課において、この告示の日から平成三十一年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 光子沢大野線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南巨摩郡身延町大野字高ノ木二二〇六番五地先から南巨摩郡身延町大野字家ノ前一二番地先まで	旧	四・四	八・〇	四一・八	九二一・〇
		二七・一	二七・一		
新	八・〇	二七・一	九八一・〇	九八一・〇	九八一・〇
		二七・一	九八一・〇		

山梨県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十七号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南都留郡富士河口湖町河口字湖辺三二二四番一七地先から南都留郡富士河口湖町河口字湖辺三二一八三番一先地先まで	旧	六三・一	二一・八	九五・七	一七六・六
		九一・七	六一・五		
新	二一・八	六一・五	一四八・五	一四八・五	一四八・五
		六一・五	一四八・五		

山梨県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南都留郡富士河口湖町河口字湖辺三二二二番一先地先から南都留郡富士河口湖町河口字湖辺三二二二番二先地先まで	旧	十五・〇	一〇・九	二一・八	五七四・一
		二一・八	五五・九		
新	一〇・九	五五・九	一二二六・五	一二二六・五	一二二六・五
		五五・九	一二二六・五		

山梨県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十一年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
上野原市鶴島字飯米場四五三〇番一先地先から上野原市鶴島字石割三四二一番三先地先まで	旧	四・二	九・七	一〇一・四	七七五・〇
		一〇一・四	一〇七・六		
新	九・七	一〇七・六	七〇〇・六	七〇〇・六	七〇〇・六
		一〇七・六	七〇〇・六		

公 告

新	九・七 七五・一	七〇〇・六
---	-------------	-------

山梨県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十一年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
都留市朝日曾雌字落合三五四番一地从先から 都留市朝日曾雌字瀬戸四一番一地从先まで	十四・四 四四・六	二二・二 五三・九		一三九・七

山梨県告示第七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 平成三十一年三月二十五日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市藤田字八丁十六番五及び五十番八
- 三 指定道路の幅員 最大幅員五・三二メートル 最小幅員四・三二メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・六一メートル

● 調理師法に基づく調理師試験の実施に関する事務の委任

調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第三条の二第二項の規定により、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の一部を次のとおり行わせることとした。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定試験機関の名称 公益社団法人調理技術技能センター
- 二 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号JACCビル
- 三 指定試験機関に行わせることとした試験事務の範囲 試験問題の作成並びに試験の運営、採点、合否判定及び合格通知
- 四 試験事務を行わせることとした年月日 平成三十一年四月一日

● 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道甲府南アルプス線	甲府市徳行三丁目一〇二七番三地从先から 中巨摩郡昭和町西条字中河原三三八番一地从先まで
県道甲府南アルプス線	甲府市徳行三丁目一〇二七番三地从先から 甲府市徳行三丁目一七二番四地先まで
県道甲府南アルプス線	甲斐市西八幡字戸田道下三六六八番一地从先から 南アルプス市上今諏訪字堀上一三三〇番一五地先まで

県道今諏訪北村線	南アルプス市今諏訪字堀上一三三〇番一五地先から 南アルプス市在家塚字柳原四七〇番一地先まで
県道今諏訪北村線	南アルプス市在家塚字柳原五二〇番地先から 南アルプス市在家塚字仲畑一四八三番一地先まで
県道藤堡石和線	笛吹市八代町南字洪田二八〇九番一地先から 笛吹市八代町南字身洗沢四六九〇番四地先まで
県道割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字一枚山一二一番一地先から 南巨摩郡身延町八日市場字太子端一八七一番一地先まで
県道割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一地先から 南巨摩郡身延町下田原字一枚山一二一番一地先まで
県道割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字一枚山一二一番一地先から 南巨摩郡身延町下田原字日向一六三八番一地先まで
県道割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一地先から 南巨摩郡身延町下田原字日向一六三八番一地先まで
県道割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一地先から 南巨摩郡身延町下田原字日向一六三八番一地先まで
県道割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一地先から 南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九一番一地先まで
県道割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一地先から 南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九一番一地先まで
県道割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一地先から 南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九一番一地先まで

- 二 指定する期日 平成三十一年四月一日
- 三 通行方法 一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
- 1 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上かつ縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上かつ縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 3 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

● 甲府都市計画道路事業の施行について
 甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
 平成三十一年四月一日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・三・三号 太田町蓬沢線、三・四・三三号 大手二丁目浅原橋線及び三・五・二号 幸町伊勢四丁目線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について
 甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
 平成三十一年四月一日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・四・三三号 大手二丁目浅原橋線及び三・四・四号 城東三丁目穴切線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について
 甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
 平成三十一年四月一日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業 三・四・一一号 田富町敷島線及び三・三・一号 和戸町竜王線
- 二 施行者の名称 山梨県

三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成三十一年四月一日

一 都市計画事業の種類及び名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎
島線

二 施行者の名称 山梨県

三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

● 峡東都市計画道路事業の施行について

峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成三十一年四月一日

一 都市計画事業の種類及び名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎
線及び三・四・五号 根津橋通り線

二 施行者の名称 山梨県

三 事務所の所在地 山梨県甲府市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市白州町下教来石字北原二百三十六、二百三十八の一、二百三十八の二、二百四十一、二百四十二の一から二百四十二の三まで、二百四十三の一、二百四十三の二、二百四十四の二から二百四十四の六まで、二百四十五の一、二百四十五の二の一部、二百四十六の一、二百四十六の二、二百四十七の一、二百四十七の二、二百四十八の一から二百四十八の三まで、二百四十九の一、二百四十九の二、二百四十九の三の一部、二百四十九の四の一部、二百五十の一、二百五十一の二の一部、二百五十三の一、二百五十三の二の一部、二百五十五の一、二百五十六の一、二百五十七の一、二百五十八、二百六十一の三、二百六十二の一、二百六十四の四、二百七十の二及び二百八十の一の一部、道並びに水の区域

二 公共施設の種類 位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都港区赤坂九丁目七番一号 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 代表取締役 吉松民雄

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市小淵沢町字上阿原二千九百六十八の一の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市長 渡辺英子

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。
平成三十一年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町東高橋字梅ノ木四百一の一、四百三の一及び四百四の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市中小河原町千六百八番地の一 有限会社小春日和 代表取締役 功刀千秋

● 開発行為に関する工事は完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成三十一年四月一日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎
笛吹市石和町砂原字沢添八百六十二の一の一部、八百六十二の十四、水並びに道の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市石和町市部七七七番地 笛吹市長 山下政樹

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十一年四月一日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信彦

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表に次のように加える。

五十一 主要地方 道甲府南アルプ ス線	山梨県甲府市徳行三丁目一、〇二七番三先から山梨県中巨摩郡昭和町西条字中河原三、三八六番一先まで
五十二 主要地方 道甲府南アルプ ス線	山梨県甲府市徳行三丁目一、〇二七番三先から山梨県甲府市徳行三丁目一、一七二番四先まで

五十三 主要地方 道甲府南アルプ ス線	山梨県甲斐市西八幡字戸田道下三、六六八番一先から山梨県南アルプス市上今諏訪字堀上一、三三〇番一五先まで
五十四 主要地方 道今諏訪北村線	山梨県南アルプス市上今諏訪字堀上一、三三〇番一五先から山梨県南アルプス市在家塚字柳原四七〇番一先まで
五十五 主要地方 道今諏訪北村線	山梨県南アルプス市在家塚字柳原五二〇番先から山梨県南アルプス市在家塚字仲畑一、四八三番一先まで
五十六 県道藤笠 石和線	山梨県笛吹市八代町字南二、八〇九番一先から山梨県笛吹市八代町字身洗沢四、六九〇番四先まで
五十七 県道割子 切石線	山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山一二二番一先から山梨県南巨摩郡身延町八日市場字大子端一、八七一番一先まで
五十八 県道割子 切石線	山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一先から山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山二二二番一先まで
五十九 県道割子 切石線	山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山一二二番一先から山梨県南巨摩郡身延町下田原字日向一、六三八番一先まで
六十 県道割子切 石線	山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一先から山梨県南巨摩郡身延町下田原字日向一、六三八番一先まで
六十一 県道割子 切石線	山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山一二二番一先から山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一先まで
六十二 県道割子 切石線	山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一先から山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九三番一先まで
六十三 一般国道 五二号	山梨県甲斐市竜王一、三六一番一二先から山梨県甲府市丸の内三丁目一番先まで
六十四 一般国道 五二号	山梨県甲府市上石田一丁目四三〇番三先から山梨県甲府市上石田一丁目八三五番一先まで

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。